

「特定工事請負契約」及び 「特定業務委託契約」に関する 手引

令和5年2月改定

川 崎 市

本手引における注意点

1 本手引は、川崎市長が発注する特定工事請負契約及び特定業務委託契約について、その制度の運用基準を定めたものである。公営企業管理者（上下水道局、交通局及び病院局）が発注する特定工事請負契約及び特定業務委託契約の運用基準は、各公営企業管理者が別途定める。

2 本手引における特定業務委託には、特別の定めがない限り、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定を除くものとする。

3 本手引において使用する用語の意義は、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

4 令和2年10月の改定においては、川崎市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号）、川崎市工事請負契約約款及び川崎市委託契約約款について、令和2年10月1日から施行された内容に改めた。

5 令和5年2月の改定においては、作業報酬台帳の様式を一部変更した。

目 次

I 特定工事請負契約及び特定業務委託契約制度について

1 制度の目的・趣旨	1
2 制度導入の背景	1

II 特定工事請負契約及び特定業務委託契約制度の内容

1 制度の概要	2
2 特定契約の範囲	3
3 対象労働者の範囲	3
4 作業報酬下限額	4
5 作業報酬	5
6 履行確認の方法	8
7 受注者の業務	10

III 資料・様式例集

資料 1	特定契約の契約手続きフロー	14
資料 2	特定契約の履行確認手続きフロー	15
資料 3	台帳提出日程例	16
様式例 1	周知様式例	17
第 1 号様式	対象労働者の作業報酬台帳	18

IV 関係法令等

川崎市契約条例	19
川崎市契約規則（抜粋）	24
川崎市工事請負契約約款【特定工事請負契約用】	34
川崎市委託契約約款（標準）【特定業務委託契約用】	53
川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱・運用指針（抜粋）	60
労働基準法（抜粋）	64
労働基準法施行規則（抜粋）	65
労基法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令	66

最低賃金法（抜粋）	6 7
最賃法施行規則（抜粋）	6 8
地方自治法（抜粋）	6 9

I 特定工事請負契約及び特定業務委託契約制度について

1 制度の目的・趣旨

特定工事請負契約及び特定業務委託契約（以下「特定契約」という。）制度は、平成22年12月、第5回川崎市議会定例会本会議において、議案「川崎市契約条例の一部を改正する条例の制定について」が可決されたことに伴い、「川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）」に規定された制度であって、平成23年4月1日から公告その他の申込みの誘引を行う案件から実施するものである。

改正された契約条例の目的は、「市及び市の契約の相手方になろうとする者等の責務を明らかにし、契約に関する施策の基本方針を定め、並びにこれに基づく施策を実施することによって、市の事務又は事業の質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展を図り、もって市民の福祉の増進に寄与する」ことで、特定契約制度は、契約条例に掲げる基本方針「契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図る」ために設けられた制度である。

2 制度導入の背景

公共工事においては、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底などの入札契約制度改革が「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（適正化法）」に基づいて全国的に進められているとともに、平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」によって、その品質の確保についての取り組みが進められている。

その一方で、厳しい経済情勢の中で提供されるサービスや品質の確保が契約の課題として浮上し、また、低価格での入札による影響が、業務に従事する労働者や下請事業者にしわ寄せが及ぶことが懸念されている。この状況をこのまま看過すると、そのしわ寄せが下請の事業者や業務に従事する労働者の賃金に及ぶことで、事業者にとっては後継者不足や技術技能の喪失、市民にとっては公共工事の品質の確保が困難になることによるサービスの低下などのつながる危惧がある。

このように、激しい価格競争が落札金額を押し下げ、その結果がまた更なる価格競争につながり、労働者の賃金にしわ寄せが及ぶ「負の連鎖」を断ち切る使命が地方公共団体としてあるのではないかという認識から制度の導入を検討した結果、市及び事業者が契約に関わる社会的責任を自覚し、公共工事、業務委託及び指定管理業務の品質の確保に努めるとともに、これらの業務に従事する労働者の労働条件の確保、事業者の社会的価値の向上等に努めていく必要があると考え、契約条例の改正、特定契約制度を導入するに至ったものである。

Ⅱ 特定工事請負契約及び特定業務委託契約制度の内容

1 制度の概要

条例に定める特定契約は、いわゆる「公契約」と呼ばれるものに関する規定であるが、一般的に「公契約」とは、公共事業に従事する労働者の賃金等について、その条例等で定める最低額以上の賃金等の支払い義務を契約の相手方に定める契約のことをいう。公契約の制度のあり方は様々であり、具体的な運用方法は制度の実施機関により異なる。

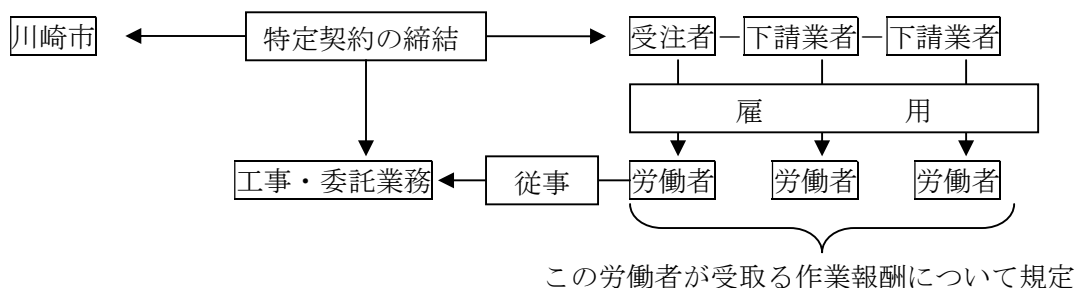
市長と特定契約を締結する者（以下「受注者」という。）は、当該特定契約に係る作業に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に支払われるべき賃金等（以下「作業報酬」という。）について、当該対象労働者が条例で定める1時間当たりの作業報酬の下限の額（以下「作業報酬下限額」という。）から算出される基準額以上受取ることができるようにしなければならない。

作業報酬に関する規定は、川崎市と受注者が締結する契約書の約款に作業報酬に関する規定を設けるものとする。また、特定契約の対象となる案件の発注の際には、予め当該案件が特定契約に該当するということが入札参加者等にわかるように、その旨を一般競争入札の公告・お知らせ、指名通知書、見積依頼書等に記載する。

市長は、受注者又は下請け業者等に対し、必要に応じて契約に定められた作業報酬に関する規定の履行状況について調査することができる。調査の結果、違反がある場合には、市は受注者に是正措置を求め、もし受注者が調査に応じない場合や是正措置を講じない場合には、契約不履行として契約の解除をすることができる。さらに、契約解除に伴う措置としての違約金の請求、その他指名停止等の措置をすることができる。

※契約手続きの流れは、「資料1 契約手続きフロー」を参照。

《イメージ図》



2 特定契約の範囲

特定契約の対象となる案件は、市長が発注するもののうち、次のとおりとする。

(1) 特定工事請負契約

予定価格600,000,000円以上の工事請負契約

(2) 特定業務委託契約

予定価格10,000,000円以上の業務委託契約のうち、次に掲げる業種・種目で発注するもの

業種	種目
警備	人的警備、駐車場管理
建物清掃等	建築物清掃、建築物環境測定、建築物空気調和用ダクト清掃、建築物飲料水水質検査、建築物飲料水貯水槽清掃、清掃建築物排水管清掃、建築物ねずみこん虫等防除、建築物環境衛生総合（一般）管理、種目設定をしないもの
屋外清掃（※3）	道路清掃、下水道清掃、污水处理施設清掃、種目設定をしないもの
施設維持管理（※4）	電気・機械設備保守点検、エレベーター保守点検、空調・衛生設備保守点検、消火設備保守点検、ボイラー維持管理、浄化槽保守点検、下水管きょテレビカメラ調査、その他の施設維持管理、種目設定をしないもの
電算関連業務	データ入力
給食調理業務（※5）	給食サービス、種目設定しないもの

※1 予定価格は、税（消費税及び地方消費税相当額）込みの金額とする。

※2 特定契約の対象となる案件の発注の際には、予め当該案件が特定契約に該当するということが入札参加者等にわかるように、その旨を一般競争入札の公告・お知らせ、指名通知書、見積依頼書等に記載する。

※3 規則第67条第3号の市長が定めるものは、下水道又は污水处理施設等とする。

※4 規則第67条第4号の市長が定めるものは、電気・機械設備、空調・衛生設備、消化設備、ボイラー設備、下水管きょテレビカメラ調査、その他の市の施設等とする。

※5 給食調理業務は、業務内容に調理業務が含まれている委託契約を対象とします。

【条例第7条第1項、規則第67条】

3 対象労働者の範囲

特定契約の規定が適用される者である対象労働者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 特定工事請負契約における対象労働者

正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、原則として当該契約に係る作業に従事する労働基準法第9条の労働者及びいわゆる請負契約による「一人親方」であって、公共工事設計労務単価表の該当する職種において従事する者

（２）特定業務委託契約における対象労働者の範囲

正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、原則として当該契約に係る作業に従事する労働基準法第９条の労働者

※１ 対象労働者は、受注者に雇用される者だけでなく下請業者、再委託業者に雇用される者を含む。ただし、特定工事請負契約における「下請業者」とは、建設業法第２条第５項に規定する「下請負人」とする。

※２ 次の者は、対象労働者から除く。

ア 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人

イ 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）

ウ 最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける方。ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている方に限る。

エ 海外において従事する者（例えば、工場製作で海外の工場に従事する者）

オ 作業報酬を支払うべき日に対応する労働期間において、特定契約に従事する時間が３０分未満の者

【条例第７条第１項】

４ 作業報酬下限額

（１）作業報酬下限額の定義

対象労働者に対して支払われるべき１時間当たりの作業報酬の下限の額をいう。

（２）作業報酬下限額の決定方法

市長は、毎年、作業報酬下限額及び適用時期を定めるものとする。

市長は、作業報酬下限額を定めようとするときは、川崎市作業報酬審議会の意見を聴かなければならず、作業報酬下限額を定めたときは、これを告示する。

適用する作業報酬下限額は次のとおりとする。

ア 特定工事請負契約

単年度及び複数年度にわたる契約の別に関わらず契約締結時の作業報酬下限額を履行完了まで適用する。

イ 特定業務委託契約（単年度契約）

契約締結年度の作業報酬下限額を履行完了まで適用する。

ウ 特定業務委託契約（複数年度にわたる契約）

年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用する。

※ 上記ウの規定は平成２９年度以降に契約を締結する案件から適用するものとする。平成２８年度以前に契約を締結した案件は業務完了まで契約締結年度の作業報酬下限額を適用するものとし、受注者は適用している作業報酬下限額が神奈川県地域別最低賃金額を下回る場合は、神奈川県地域別最低賃金額の支払いに留意するものとする。

《川崎市作業報酬審議会》

作業報酬下限額や契約に関する施策に係る重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するために、事業者、労働者及び学識経験者で組織する外部委員からなる審議会。委員は5人以内、任期2年。

(3) 作業報酬下限額を定めるときに勘案するもの

市長は、作業報酬下限額を定めるときは、次に掲げるもの等を勘案する。

ア 特定工事請負契約

市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価

公共工事設計労務単価は、毎年設定されており、作業報酬下限額を定めるときは、当該作業報酬下限額を定める年度に適用される川崎市における公共工事設計労務単価を勘案するものとする。

公共工事設計労務単価は、工事の職種ごとに単価が設定されているため、作業報酬下限額においても、その設定された職種ごとに作業報酬下限額を設定する。

イ 特定業務委託契約

神奈川県について決定された地域別最低賃金の額

地域別最低賃金は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項の規定により、各都道府県ごとに定められている。（各都道府県労働局長が決定）

当該金額は、毎年定められており、作業報酬下限額を定めるときは、より新しい地域別最低賃金の額を勘案するものとする。

特定業務委託契約における作業報酬下限額は、すべての特定業務委託契約に適用する1つの額を定めるものとする。

【条例第7条】

5 作業報酬

(1) 作業報酬の定義

特定契約制度における作業報酬とは、受注者等から対象労働者に支払われる賃金や請負契約における請負代金のことをいうが、支払われる賃金等すべてをいうものではなく、対象労働者に応じて作業報酬に算定する手当等が異なる。各対象労働者の種類ごとに作業報酬に算定する手当等は、次の(2)から(4)のとおり。

(2) 特定工事請負契約における対象労働者のうち労働基準法第9条にいう労働者

「公共工事設計労務単価」の設定の基礎となる調査である「公共事業労務費調査」において、労務単価に含める基準内の手当及び時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金のうち、当該特定工事請負契約において従事した作業に係る部分

基準内の手当（例）

基本給（定額給）、出来高給、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定する割増賃金（時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金）、家族手当、扶養手当、通勤手当、都市手当・地域手当、住宅手当、役職・現場・技能・資格手当等（当該対象労働者の本来業務に対して支払われるもの）、有給休暇手当、精勤手当、現物給与（通勤用定期・食事等）、賞与（期末手当、勤勉手当等のいわゆるボーナス）

- ※1 規則第66条第1号の規則で定めるものは、上の表に掲げる手当等とする（同号に掲げる手当は除く。）。
- ※2 作業報酬は、税金や社会保険料等を控除する前のものであって、実際に手元に支払われる、いわゆる手取りの賃金とは異なる。
- ※3 上の表における手当等の名称は、法令で用いられている名称、一般的に用いられている名称によるものであって、手当に算定については、名称のみではなく支給基準や支給実態等により判断する。
- ※4 期末手当、通勤手当等、複数支払回数分がまとめて支払われる手当の算定方法
直近に支払われた当該手当を、対応する支払回数で除して得た額を当該作業報酬が支払われるべき日（給料日等）に支払われた手当に相当する額として算定する。
（例）前年12月に賞与500,000円の支払い（6か月分）があったときの3月の作業報酬に算定する額（月払いの場合）
 $500,000（円） \div 6（月） \div 83,333（円・切上げ） \rightarrow \text{算定額}$

《作業報酬に算定しない手当（例）》

次の手当では、作業報酬として算定しない。

- ・各職種の建設労働者の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当
- ・使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させたことに対する休業手当
- ・労働者持ちの工具・車両の損料等、賃金ではなく経費の負担にあたる手当

（3）特定工事請負契約における対象労働者のうち、いわゆる請負契約における一人親方

特定工事請負契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金として支払われるもの。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

※請負代金が、その業務に係る作業に出来高に応じて支払われる場合は、その出来高に応じて支払われる額とする。

（４）特定業務委託契約における対象労働者

労働基準法第37条に定める、いわゆる時間外・休日・深夜労働の割増賃金の算定の基礎となる賃金及び時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金のうち、当該特定業務委託契約において従事した作業に係る部分

≪作業報酬に算定しない手当（例）≫

次の手当では、作業報酬として算定しない。

家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

当該特定工事請負（業務委託）契約において従事した作業に係る部分の考え方

1人の対象労働者が、1つの工事（業務）作業だけでなく、複数の工事（業務）作業に従事していた場合は、従事作業に応じて個別に支払われる手当を除いて、支払われた賃金を所定労働時間内における労働時間に応じて按分することにより算定する。

（例） A工事＝特定工事請負契約における工事、B工事＝その他の工事、月払いの場合
○労働時間の例

総労働時間 所定内労働時間：168時間…① 時間外労働：17時間…②

休日労働：16時間…③

A工事従事時間 所定内労働時間：104時間…④ 時間外労働：17時間…⑤

休日労働：16時間…⑥

B工事従事時間 所定内労働時間：64時間

①の時間数は、作業報酬計算期間中において、対象労働者が従事した所定労働時間における実際の労働時間数であって、特定契約に係る作業に従事した時間以外の時間を含む（時間外・休日労働時間を除く）。ただし、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇を取得した場合は、その取得した休暇に対応する労働時間数を含む。

○支払われた賃金の例

基本給：30万円…⑦

役職手当：3万円…⑧

時間外割増賃金：8万円…⑨ ←②、③に対応するもの

A工事特殊作業従事に係る手当：2万円…⑩

B工事特殊作業従事に係る手当：1万円…⑪

$(104④ \div 168①) \times (300,000⑦ + 30,000⑧ + 80,000⑨ + 20,000⑩)$

$= 266,190 \rightarrow$ 作業報酬の額として算定

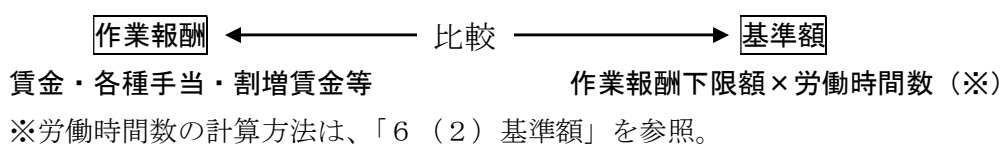
【条例第7条、規則第66条】

6 履行確認の方法

(1) 履行確認の考え方

履行確認は、対象労働者に支払われた作業報酬が、作業報酬下限額に労働時間とする時間数を乗じた額で算出される「基準額」以上支払われているかどうかで判断するので、受注者は、作業報酬が基準額を下回らないようにする必要があります。

また、対象労働者は、元請である受注者が雇用する労働者だけでなく、下請業者が雇用する労働者も含まれるので、注意を要する。



(2) 基準額

基準額は、次の計算方法により算出された時間数を労働時間数とした上で、その算出された労働時間数を市長が定める作業報酬下限額（特定工事請負契約にあっては従事した職種に応じて設定されたもの）に乗じて得た額とする。

《労働時間数の算出方法》

対象労働者が特定契約に係る作業に従事した時間数のうち次の①から④の時間数を、次の表に掲げる率で乗じて得た値の合計値を労働時間とする。

	時間の内訳	率	概 要
①	総労働時間数	100%	実際に従事した労働時間数（②時間外・③休日労働時間数を含む。）
②	時間外労働時間数	25%	所定労働日において、1日につき8時間を超えて従事した労働時間数
③	休日労働時間数	35%	休日において従事した労働時間数
④	深夜労働時間数	25%	午後10時から午前5時までの間に従事した労働時間数
※①～④において、各々重複して該当する労働時間がある場合は、各々に計上して計算する。 （例）休日の午後10時から午前0時まで2時間従事した場合は、③に2時間、④に2時間計上する。			

※労働時間の計算例は、次の（3）ア⑥参照

(3) 作業報酬と基準額の比較

履行確認の方法として、作業報酬と基準額の比較の例を示す。

(計算例)

ア 基準額の算出	
①特定契約に従事した総労働時間数	137時間
② 〃 時間外労働時間数	17時間
③ 〃 休日労働時間数	16時間
④ 〃 深夜労働時間数	4時間
労働時間数を算出すると、 $(137① \times 100\%) + (17② \times 25\%) + (16③ \times 35\%) + (4④ \times 25\%)$ $= 147.85 \dots ⑤$	
小数点以下(1時間未満)を四捨五入 → <u>148時間…⑥労働時間として算定</u>	
ここで、作業報酬下限額が「1,610円」である場合、 <u>$148 \times 1,610 = 238,280 \text{円} \dots ⑦$ これが「基準額」となる。</u>	

イ 作業報酬の算出	
⑧作業報酬の額	430,000円
※作業報酬の算出の考え方は、「5 作業報酬」による。	
※⑧の額は、②～④の労働時間に対応する割増賃金も含めた額。	
⑨所定労働時間内における総時間数	168時間
⑩特定契約に従事した所定労働時間内における総時間数	104時間
⑪作業報酬 $= 430,000⑧ \times (104⑩ / 168⑨) = 266,190 \text{円}$	

以上の計算結果から、

⑦基準額 238,280円 < ⑪作業報酬 266,190円 となる。

よって、この対象労働者の作業報酬の支払いは、条例上適正に行われている。

作業報酬と基準額の比較は、作業報酬が支払われるべき日(給料日等)に応じて行うものとする。

【条例第8条第5号、規則第69条】

7 受注者の業務

(1) 契約書の作成

契約書は、特定契約用のものを用いる。特定契約に関する事項で契約書に記載する主な内容は次のとおり。なお、「川崎市工事請負契約約款」及び「川崎市委託契約約款（標準）」については、「Ⅳ 関係法令等」を参照。

- ア 対象労働者の作業報酬台帳を作成し、市に提出すること。
- イ 対象労働者に対して、作業報酬に関する事項を周知すること。
- ウ 対象労働者が、基準額以上の作業報酬を受け取ることができるようにすること。
- エ 労働者から申出があった場合、誠実に対応し、その申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしないこと。
- オ 履行確認に関する調査に応じること。
- カ 是正を求められたときは、履行に関する是正措置を講じ、その旨を報告すること。
- キ 受注者が調査に応じず、又は是正措置を講じない場合等は、市は契約の解除ができること。

(2) 台帳の作成

対象労働者の労働時間、作業報酬等を記載した市の指定様式による台帳を作成し、市に提出する。受注者は、この台帳によって対象労働者ごとの作業報酬と基準額を比較し、作業報酬の支払いが適正に行われているか確認する。

台帳の作成方法は次のとおり。

- ア 台帳は「第1号様式 対象労働者の作業報酬台帳」を用いて作成すること。
- イ 台帳に記載される対象労働者から、予め台帳に記載することの同意を得ておくこと。
同意を得る方法については問わない。同意が得られない場合は、氏名の欄を“0001”からの4桁の番号で記入し、個人名が特定されないように記載する。
- ウ 台帳は、作業報酬の支払われるべき日（給料日等）ごとに作成し、作成した台帳は事業場や会社事務所等適正な場所に備えておくこと。対象労働者を雇用する事業主によって作業報酬の支払われるべき日が異なる場合は、事業主ごとに台帳を作成する。なお、下請業者、派遣事業者に雇用される対象労働者の台帳についても、受注者の責任において作成すること。
- エ 台帳の提出時期は、次の「(3) 台帳の提出」にあるとおり毎月提出する必要はないが、台帳の適正な管理を行うために、作業報酬の支払われるべき日が過ぎた後速やかに作成すること。

(3) 台帳の提出

受注者は、作成した台帳を次のとおり市に提出する。

ア 特定契約の履行期間が、川崎市における１つの事業年度（４月１日から翌年３月３１日まで）内のもの（単年度契約）	
第１回	契約締結後、１ヶ月を経過した後にくる作業報酬を支払うべき対象労働者がある最初の支払期日が到来した月の末日後７日以内に提出
第２回	履行期限の中間日が属する月の翌月の末日後７日以内に提出。 ただし、年度契約（契約日…４月１日～履行期限…翌年３月３１日）の場合は、９月末日を中間日とする。
最終回	履行期限到来後、当該特定契約における作業の従事に係る作業報酬の支払いがある最後の支払期日が到来した月の末日後７日以内に提出。

イ 特定契約の履行期間が、川崎市における複数の事業年度にまたがるもの（複数年度契約）	
第１回	契約締結後、１ヶ月を経過した後にくる作業報酬を支払うべき対象労働者がある最初の支払期日が到来した月の末日から７日以内に提出
第２回	毎年度終了後、４月末日から７日以内に提出する。ただし、第１回の提出に係る支払期日より前に、第２回目のこの支払期日が到来する場合は、この支払期日における台帳の提出は不要。
最終回	履行期限到来後、当該契約における作業の従事に係る作業報酬の支払いがある最後の支払期日が到来した月の末日から７日以内に提出する。

※支払期日が到来した月末・履行期限の中間日が属する月の翌月末・複数年度契約の４月末日後の７日間は、土日祝日を除いて計算する。

※台帳の提出の例は、「資料３ 台帳提出日程例」を参照。

（４）労働者への周知

受注者は、対象労働者に次の事項について周知する。周知する方法は、作業が行われる事業場の見易い場所に掲示するか、各対象労働者に書面を交付することで行う。次の事項が記載されていれば様式は問わないが、様式の例については、「様式例１ 周知様式例」を参照。

ア 条例の対象となる労働者の範囲

対象労働者の範囲は、本手引「３ 対象労働者の範囲」を参照。

イ 作業報酬下限額

特定工事請負契約にあつては、職種ごとのすべての金額（別紙を用いても可。）を記載すること。

ウ 条例に関する申出先

「川崎市への申出先」と「受注者への申出先」の２つを記載すること。

エ 不利益な取扱いを受けないこと

対象労働者は、条例に関する申出をしたことによって、受注者等から雇用契約や請負契約の解除等の不利益な取扱いを受けないことを記載する。

(5) 対象労働者への対応

ア 対象労働者からの問合せへの対応

対象労働者から、台帳の閲覧希望や条例に関する問合せ等があった場合には、誠意を持って適切に対応すること。特に台帳の閲覧に関しては、当該対象労働者自身の記載部分については閲覧をさせること。

イ 対象労働者からの申出への対応

対象労働者は、条例の履行状況の確認等のために、受注者又は川崎市にその旨の申出を文書により行うことができる。対象労働者から受注者へ申出があった場合、当該申出に対する回答を対象労働者に行うこと。また、回答後、その回答について市に報告すること。

(6) 作業報酬の支払い

「6 履行確認の方法」のとおり、対象労働者が、基準額以上の作業報酬を受け取ることができるようにすること。対象労働者は、元請である受注者が雇用する労働者だけでなく、下請業者が雇用する労働者、派遣労働者等も含まれるので注意すること。

(7) 履行確認手続きへの対応

ア 対象労働者から受注者へ申出があった場合

対象労働者から受注者に対して申し出があったときは、作業報酬の支払に関し速やかに確認をする。その際、作業報酬の支払が基準額を下回っていた場合、当該作業報酬が支払われるべき日から14日以内にその差額を支払わなければならない、基準額以上の支払がなされていたときは、その旨を対象労働者に回答する。

なお、申出への対応が完了したときは、速やかに市にその旨を報告すること。当該報告の結果、必要があれば市で調査をする場合がある。

イ 対象労働者から川崎市へ申出があった場合又は調査が必要と認める場合

市は、対象労働者から川崎市へ申出があったとき又は調査が必要であると認めたときは、受注者に対して報告、書類の提出、事業場への立入り調査等必要な調査をすることができる。受注者は、これらの調査に応じること。また、市は、下請業者や派遣元事業主に対しては、必要な調査を行うことについて協力を求めることができる。

調査の結果、受注者に違反があれば、市は受注者に是正措置を求める。受注者は、市からは是正措置を求められたときは、速やかに是正措置を講じ、当該是正措置の内容を市

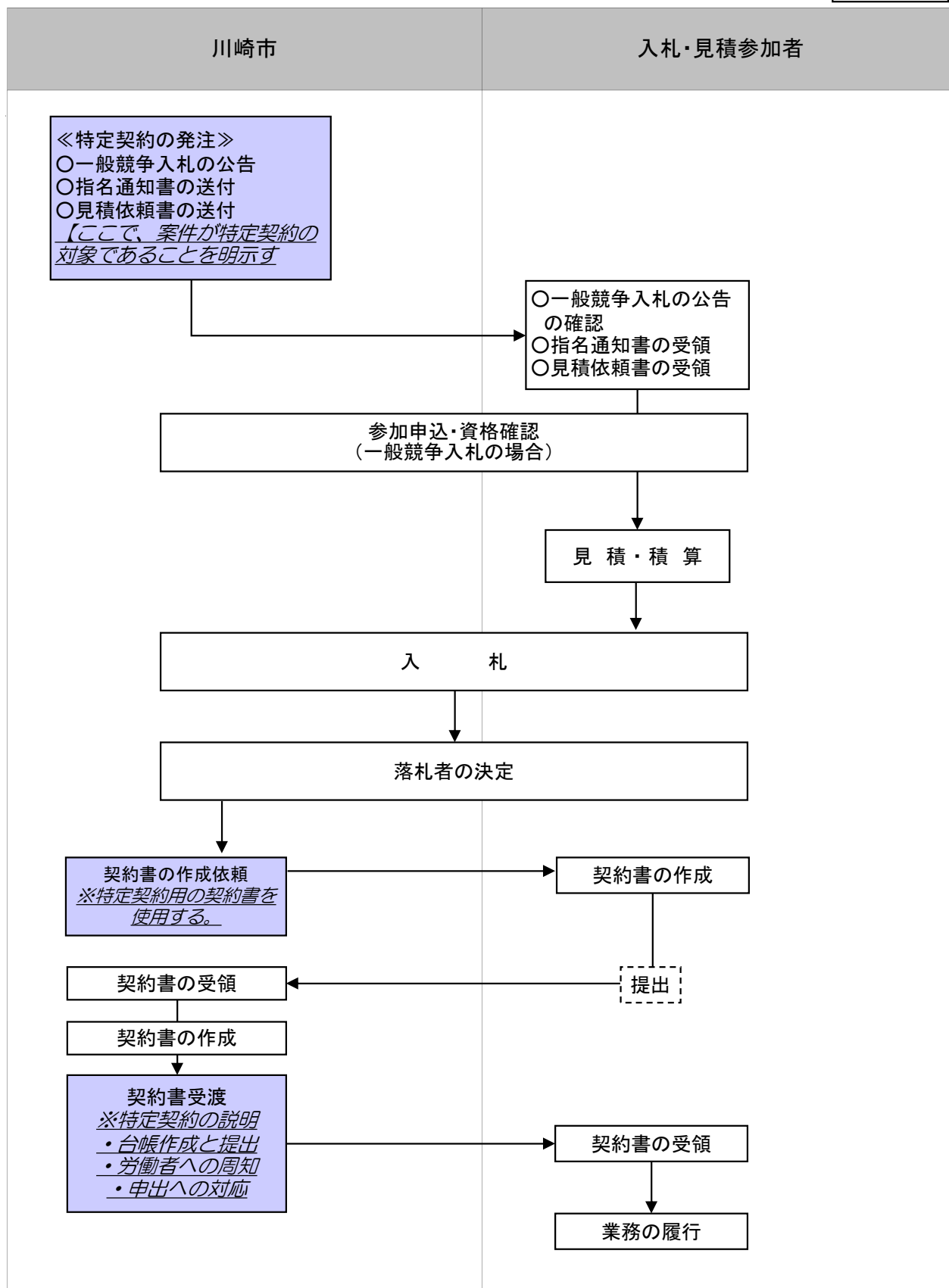
に報告しなければならない。

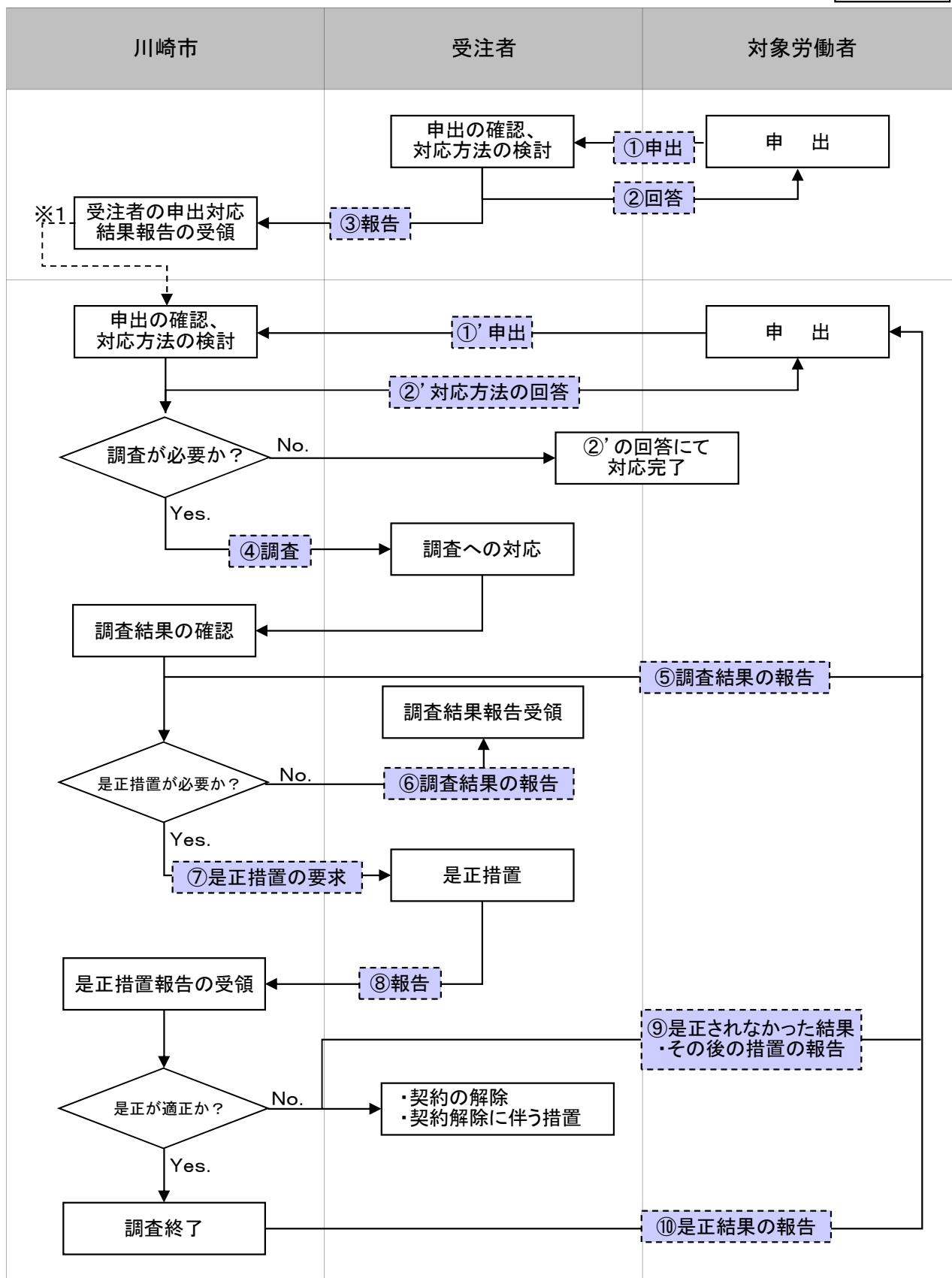
是正措置の結果、なお履行状況が改善されない場合には、市は当該特定契約を解除することができるほか、指名停止の措置をとることができる。

※1 市の職員が立入調査を行う場合は、「立入調査員証（規則第19号様式）」を携帯しなければならない。

※2 履行確認の手続きの流れについては、「資料2 履行確認手続きフロー」を参照。

【条例第8条】





※1 受注者からの申出対応報告の結果、必要があれば市で調査をする場合がある。

※2 履行確認手続きは、基本的には財政局契約課が行うが、適宜業務所管課と協議しながら手続きを行う。

【単年度契約の場合】

契約日:平成24年4月1日
 履行期限:平成25年3月31日
 支払い形態:月締めの翌月25日払いの場合

平成24年

4月1日 契約日

5月25日 賃金支払日
 (=作業報酬の支払われるべき日)

6月7日 台帳提出期限(初回)

9月30日 中間日

10月25日 賃金支払日
 (=作業報酬の支払われるべき日)

11月7日 台帳提出期限(中間期分)

平成25年

3月31日 履行期限

4月25日 賃金支払日
 (=作業報酬の支払われるべき日)

5月7日 台帳提出期限(最終回)

【複数年度契約の場合】

契約日:平成24年3月24日
 履行期限:平成26年3月20日
 支払い形態:月締めの翌月25日払いの場合

平成24年

3月24日 契約日

※3月中に現場に入る対象労働者がいない場合
 4月25日支払い分の台帳は無し。

5月25日 賃金支払日
 (=作業報酬の支払われるべき日)

6月7日 台帳提出期限(初回)

平成25年

3月31日 平成24年度末

4月25日 賃金支払日
 (=作業報酬の支払われるべき日)

5月7日 台帳提出期限(平成23年度分)

平成26年

3月20日 履行期限

4月25日 賃金支払日
 (=作業報酬の支払われるべき日)

5月7日 台帳提出期限(最終回)

川崎市契約条例に関するお知らせ

次の業務は、川崎市契約条例に定める「特定業務委託契約」に該当する業務であって、川崎市と受注者との契約で次のことが規定されています。

件 名	〇〇市民館管理業務委託
履行場所	川崎市川崎区〇〇町1番地
履行期限	平成24年3月31日

○この業務に従事する労働者の方は、市長が定める1時間当たりの賃金（作業報酬下限額といいます。）から算出する基準額以上の作業報酬を受け取ることができます。

作業報酬下限額 (1時間当たり)	〇〇〇円 or 別紙のとおり
---------------------	-------------------

○作業報酬に該当する手当は、川崎市契約規則で定める手当によります。詳しくは、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」に掲載されている「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引」を参照して下さい。

条例の対象となる方(例)
正社員だけでなく、パート、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者の方など、国籍や雇用主を問わず、原則として日本国内においてこの業務の作業に従事する労働者の方
条例の対象とならない方(例)
同居の親族のみを使用する会社の労働者、家事使用人の方、労働者ではない方(ボランティア、会社役員の方等)、最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける方(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている方に限ります。)、海外で従事する方、従事時間が30分未満の方等

○この条例の対象となる労働者の方は、基準額以上の作業報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者または川崎市に申出ることができます。申出は、必ず文書で行って下さい。様式は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を参照して下さい。

申出先は次のとおりです。

申出先	送付先	電話番号
〇〇建設 株式会社 代表者 川崎 太郎	〒000-0000 川崎市川崎区××10-1-1	044-000-0000
川崎市財政局契約課	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2097

○受注者は、この条例の適用を受ける労働者が上の申出をしたことによって、雇用契約の解除等の不利益な取扱いをしてはいけません。

その他、この条例に関するお問合せは、上記の川崎市の連絡先までお電話下さい。

○対象労働者の作業報酬台帳【特定工事請負契約】(令和5年度対象案件用

記入例

(コメント欄記載の①～⑬の番号は、別紙＜対象労働者の作業報酬台帳(第1号様式)の作成について＞の番号と対応)

第1号様式*

契約番号					
契約の名称	〇〇小学校改築工事	受注者の担当者名	高津 四郎	作成日	令和4年5月28日
履行場所	川崎市川崎区〇〇10番地	所属部署名	総務課	本台帳の問合せに回答できる方の名前(下請業者の場合のみ記入)	麻生 六郎
履行期限または履行期間	令和6年3月31日限り	電話番号	044-000-0000	所属部署名(下請業者の方場合のみ記入)	総務部経理課
受注者の商号又は名称	△△建設 株式会社	FAX番号	044-000-0000		□×建設 株式会社
代表者名	多摩 五郎	業務名(※下請業者の場合)	特別教室内装工事	電話番号(下請業者の方場合のみ記入)	044-111-1111
住所又は所在地	川崎市中原区〇〇3-10-5	下請業者の商号又は名称	□×建設 株式会社	FAX番号(下請業者の方場合のみ記入)	044-111-2222
		下請業者の住所又は所在地	川崎市高津区××100番地		

作業報酬計算期間	令和5年4月1日	から	令和5年4月30日	までの分
作業報酬計算期間の賃金等支払日(作業報酬の支払われるべき日)	令和5年5月25日			

	労働者氏名		従事業種 (プルダウンから選択)	支払形態	労働日数	所定労働時間内の総労働時間(特定契約以外に係る部分も含む) a	特定契約に係る労働に従事した時間				算定する労働時間数 g	作業報酬下限額 h (従事業種を入力すると自動表示)	基準額 i g*h	支払われた賃金等のうち作業報酬に算定する額 j	作業報酬の額 k j*b/a		備考欄						
							所定労働時間内の特定契約に従事した時間 b	総労働時間数 c (b+d+e自動計算) 100%	割増時間数														
									時間外労働時間数 d	休日労働時間数 e								深夜労働時間数 f					
1	川崎 一郎		特殊作業員	月給	20	160.0	80.0	104.0	4.0	20.0	4.0	113	2,979	336,627	700,000	350,000							
2	川崎 二郎		普通作業員	日給	5	40.0	40.0	48.0	8.0		4.0	51	2,565	130,815	131,000	131,000							
3	川崎 三郎		とび工	月給	20	160.0	8.0	8.0				8	3,220	25,760	600,000	30,000							
4	・No.1は、特定契約と特定契約以外で給与を分けられない場合(月給等) ・No.2は、特定契約と特定契約以外で給与を分けられる場合(日給等) ・No.3は、エラー表示される場合(作業報酬額(k)が基準額(i)を下回っている場合) → 備考欄の右列(印刷範囲外)にある「【参考】時給額」を要確認																						
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							
16																							
17																							
18																							
19																							
20																							

※“a”は、“b”を含む。
※“c”は、“d～f”も含む。
※“f”が“d”又は“e”と重なる場合には、両方に計上する。(例:休日の午後10時から午前0時まで2時間従事した場合は、“e”に2時間、“f”に2時間計上する。)

○川崎市契約条例（昭和３９年川崎市条例第１４号）

（目的）

第１条 この条例は、市及び市の契約の相手方になろうとする者等の責務を明らかにし、契約に関する施策の基本方針を定め、並びにこれに基づく施策を実施することによって、市の事務又は事業の質を向上させるとともに、地域経済の健全な発展を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第２条 市は、この条例の目的を達成するため、契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市の契約の相手方になろうとする者等の責務）

第３条 市の契約の相手方になろうとする者は、市の事務又は事業の実施に携わる者としての社会的責任が生ずることを認識し、市が実施する契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

２ 市の契約の相手方は、市の事務又は事業の実施に携わる者としての社会的責任を自覚して、その契約の適正な履行を通じ、市民の福祉の増進に寄与するよう努めなければならない。

（施策の基本方針）

第４条 契約に関する施策は、次に掲げる基本方針に基づき策定され、及び実施されるものとする。

（１）契約の過程及び内容の透明性を確保するとともに、市の契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を促進すること。

（２）談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

（３）契約により地球環境の保全その他の市の重要な政策を推進すること。

（４）予算の適正な使用に留意しつつ、市内の中小企業者の受注の機会の増大を図ること。

（５）経済性に配慮しつつ、市の契約の相手方になろうとする者の技術的能力及び社会貢献の取組その他の価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び質が総合的に優れた内容の契約とすること。

（６）契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ること。

（議会の議決を要する契約）

第５条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を要する契約は、予定価格（単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、当該予定価格に仕様書又は設計書に記載されている数量を乗じた額とする。以下同じ。）６００，０００，０００円以上の工事又は製造の請負とする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第６条 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１７に規定する条例

で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 事務用機器、計測機器、輸送用機器その他の物品の賃貸借契約で、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該物品を借り入れることが困難となるおそれがあるもの

(2) 役務の提供を受ける契約で、次のいずれかに該当するもの

ア 前号に該当する契約に係る物品の保守点検その他の維持管理に必要な契約

イ 契約の相手方が当該役務の提供に係る業務の習熟に一定の期間を要する契約

ウ 契約の相手方が調達する当該役務の提供に必要な物品、設備等の初期投資額の回収に複数年度の期間が必要であるため翌年度以降にわたり契約を締結することが本市にとって経済的に有利である契約

エ アからウまでに掲げるもののほか、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることが困難となるおそれがある契約

(作業報酬下限額)

第7条 市長は、毎年、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める者（以下「対象労働者」という。）に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬（賃金又は請負代金のうち規則及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の下限の額（以下「作業報酬下限額」という。）を定めるものとする。

(1) 予定価格600,000,000円以上の工事の請負契約（以下「特定工事請負契約」という。） 次に掲げる者であって市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するもの

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。）であって特定工事請負契約に係る作業に従事するもの

イ 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者

(2) 予定価格10,000,000円以上の業務の委託に関する契約のうち規則等で定めるもの又は地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「特定業務委託契約」という。） 労働者であって特定業務委託契約に係る作業に従事するもの

2 作業報酬下限額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して定めるものとする。

(1) 特定工事請負契約 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額

(2) 特定業務委託契約 神奈川県について決定された最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額

3 市長は、作業報酬下限額を定めようとするときは、川崎市作業報酬審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、作業報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定工事請負契約等の内容)

第8条 市長又は公営企業管理者（以下「市長等」という。）が締結する特定工事請負契約又は特定業務委託契約においては、次の事項を定めるものとする。

(1) 受注者（特定工事請負契約又は特定業務委託契約を市長等と締結したものをいう。以下同じ。）は、対象労働者の氏名、従事する職種、従事した時間、作業報酬の額及び支払われるべき日その他規則等で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を、当該対象労働者の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置くこと。

(2) 受注者は、台帳の写しを、市長等が指定する期日までに市長等に提出すること。

(3) 受注者は、次に掲げる事項を特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示すること又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付すること。

ア 対象労働者の範囲

イ 作業報酬下限額

ウ 次条の申出をする場合の申出先

エ 対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(4) 受注者は、次条の申出を受けたときは、誠実に対応すること。

(5) 受注者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあっては作業報酬下限額に当該作業に従事した時間数として規則等で定める方法により算定する時間数を乗じて得た額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して規則等で定める期間を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにすること。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでないこと。

(6) 受注者は、対象労働者が次条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対して、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(7) 受注者は、第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応ずること。

(8) 第10条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が前各号に掲げる事項に違反していると市長等が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を市長等が指定する日までに市長等に報告すること。

(9) 市長等は、受注者が第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、

若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前号の必要な措置を講じず、又は同号の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、特定工事請負契約又は特定業務委託契約の解除をすることができる。ただし、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定にあっては、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。

(10) 市は、前号の解除（指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定にあっては、同号ただし書の取消し又は命令）によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わないこと。

(対象労働者の申出)

第9条 対象労働者は、作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていないとき、又は支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回るときは、市長等又は受注者にその旨の申出をすることができる。

(立入調査等)

第10条 市長等は、対象労働者から前条の申出があったとき、又は特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約に定める第8条第1号から第8号までに掲げる事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、受注者の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、対象労働者を使用する者その他の関係者（受注者を除く。以下「使用者等」という。）に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、使用者等の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 第1項又は前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(作業報酬審議会)

第11条 第7条第3項に定めるもののほか、第4条第6号に掲げる基本方針に基づき策定される契約に関する施策に係る重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市作業報酬審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

7 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 審議会において必要があるときは、その会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定出資法人等の契約)

第12条 市が出資する法人であつて市長が指定するもの（以下「指定出資法人」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により選定事業（同法第2条第4項に規定する選定事業をいう。以下同じ。）を実施する者として選定した者（以下「選定事業者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、指定出資法人又は選定事業者が行う契約（選定事業者にあつては、選定事業に係る業務におけるものに限る。）に関して市に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する措置を講ずるよう指定出資法人又は選定事業者に対し指導又は助言を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定、同条を第13条とする改正規定及び第3条を第6条とし、同条の次に6条を加える改正規定（第7条及び第11条に係る部分に限る。）は、同年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第8条から第10条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告その他の申込みの誘引を行う新条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約及び同項第2号に規定する特定業務委託契約（同号に規定する協定（以下「協定」という。）を除く。）並びに施行日以後に締結する協定について適用する。

附 則（平成25年10月8日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日）

この条例は、公布の日から施行する。

○川崎市契約規則（昭和３９年４月１日規則第２８号）（抜粋）

目次

第１章 総則（第１条）

第２章 契約

第１節 一般競争契約

第１款 一般競争入札参加者の資格（第２条～第４条）

第２款 公告及び競争（第５条～第１９条の２）

第３款 落札者の決定等（第２０条・第２１条）

第２節 指名競争契約（第２２条～第２４条）

第３節 随意契約（第２４条の２～第２６条）

第４節 せり売り（第２７条・第２８条）

第５節 契約の締結（第２９条～第３５条）

第６節 契約の履行

第１款 通則（第３６条～第５８条）

第２款 物件供給（第５９条～第６０条の２）

第３款 物件の売渡し（第６１条・第６２条）

第４款 工事請負（第６３条～第６５条）

第７節 特定工事請負契約及び特定業務委託契約（第６６条～第７４条）

附則

（趣旨）

第１条 本市の売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項は、法令、川崎市契約条例（昭和３９年川崎市条例第１４号。以下「条例」という。）又は他に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（入札について公告する事項）

第６条 令第１６７条の６第１項の規定による公告に必要な記載事項は、次のとおりとする。

- （１）競争入札に付する事項
- （２）入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- （３）契約条項を示す場所
- （４）入札の場所及び日時
- （５）入札保証金に関する事項
- （６）契約書作成の要否
- （７）前各号のほか必要な事項

2 競争入札が、令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）であるときは、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。

(1) 総合評価一般競争入札の方法による旨

(2) 総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）

（指名基準）

第23条 市長は、指名競争に付そうとするときは、前条の名簿により契約の種類及び金額に応じ別に定めるところにより指名競争に参加する者を5名以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、第6条第1項各号に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

3 指名競争が、令第167条の13において準用する令第167の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する指名競争（以下「総合評価指名競争入札」という。）であるときは、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(1) 総合評価指名競争入札の方法による旨

(2) 総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準

（競争入札に関する規定の準用）

第24条 第2条、第4条、第6条から第8条まで、第10条（第2号を除く。）から第17条まで及び第19条から第21条までの規定は、指名競争の場合にこれを準用する。

（見積書の徴取）

第26条 市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 前項の場合には、あらかじめ第6条第1項の規定に準じて当該契約に必要な事項を相手方に通知するものとする。

3 第1項の見積書の徴取については、第19条の2に規定する電子入札の例により行うことができる。

第5節 契約の締結

（契約書）

第29条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第5項の規定により契約書を作成する場合は、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保

に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、市長が請負人の意見を聴いて定め、請負人に通知しなければならない。ただし、市長が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負人は、協議開始の日を定め、市長に通知することができる。

第7節 特定工事請負契約及び特定業務委託契約

(作業報酬)

第66条 条例第7条第1項の規則で定める賃金又は請負代金は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定める賃金又は請負代金とする。

- (1) 条例第7条第1項第1号アに規定する者 同号に規定する特定工事請負契約（以下「特定工事請負契約」という。）において従事した作業に係る部分として支払われる賃金のうち、基本給、家族手当、通勤手当、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第1項及び第4項に規定する割増賃金その他市長が定めるもの
- (2) 条例第7条第1項第1号イに規定する者 特定工事請負契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- (3) 条例第7条第1項第2号に規定する者 同号に規定する特定業務委託契約（以下「特定業務委託契約」という。）において従事した作業に係る部分として支払われる賃金のうち労働基準法第37条第5項の規定により同条第1項及び第4項の割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金を除いたもの

(特定業務委託契約の範囲)

第67条 条例第7条第1項第2号の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 庁舎等の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）の委託に係る契約
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項各号に掲げる事業に係る業務の委託に係る契約
- (3) 道路その他市長が定める施設の清掃の委託に係る契約
- (4) 昇降機、浄化槽その他市長が定める設備の保守点検その他の維持管理の委託に係る契約
- (5) 電子計算機を使用して行われる情報の入力等の作業を主とする業務の委託に係る契約
- (6) 給食の調理に関する業務の委託に係る契約

(台帳の記載事項)

第68条 条例第8条第1号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第7条第1項に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）に係る同項に規定する作業報酬下限額

(2) 対象労働者に係る条例第8条第5号に規定する基準額

(3) 対象労働者に係る条例第8条第5号の規定により規則で定める方法により算定する時間数

(4) その他市長が定める事項

(従事した時間数の算定方法)

第69条 条例第8条第5号の規則で定める方法は、作業報酬の支払の対象となる期間において対象労働者が特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に、次に掲げる時間数を合計した時間数（以下「割増時間数」という。）を加算する方法とする。

(1) 1日について8時間を超えて特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 休日において特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に100分の35を乗じて得た時間数

(3) 午後10時から午前5時までの間に特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に100分の25を乗じて得た時間数

2 特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に割増時間数を加算して得た時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(条例第8条第5号に規定する規則で定める期間)

第70条 条例第8条第5号の規則で定める期間は、14日とする。

(身分証明書)

第71条 条例第10条第3項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証とする。

(作業報酬審議会)

第72条 川崎市作業報酬審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

5 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席し、かつ、事業者、労働者及び学識経験を有する者である委員各1人以上並びに議事に関係のある臨時委員の1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 審議会の庶務は、財政局において処理する。

9 前各項に規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(指定出資法人)

第73条 条例第12条第1項に規定する指定出資法人は、別表に掲げる法人とする。

(特定工事請負契約等に係る手続の特例)

第74条 市長は、競争入札又は指名競争により特定工事請負契約又は特定業務委託契約を締結しようとするときは、第6条に定めるもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 当該競争入札又は指名競争の落札者と締結する契約が特定工事請負契約又は特定業務委託契約であること。

(2) 当該競争入札又は指名競争の落札者と締結する契約においては、条例第8条各号に掲げる事項を定めること。

2 市長は、指名競争により特定工事請負契約又は特定業務委託契約を締結しようとするときは、第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を、その指名する者に通知しなければならない。

(1) 当該指名競争の落札者と締結する契約が特定工事請負契約又は特定業務委託契約であること。

(2) 当該指名競争の落札者と締結する契約においては、条例第8条各号に掲げる事項を定めること。

3 特定工事請負契約又は特定業務委託契約を随意契約の方法により締結する場合には、第26条第2項中「第6条第1項」とあるのは、「第6条第1項及び第74条第1項」とする。

附 則 (平成20年2月29日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則規定は、一般競争入札に参加しようとする者がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実により地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実により同項各号の規定に該当する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇

所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成２２年３月３１日規則第２９号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年６月３０日規則第６２号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２２年７月１日から施行する。

附 則（平成２３年２月２８日規則第３号）

この規則は、平成２３年３月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月１１日規則第４号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年８月２４日規則第５２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年１１月１０日規則第６５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年２月１５日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年４月２０日規則第５６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年７月６日規則第６６号）

この規則は、平成２４年８月１日から施行する。

附 則（平成２５年４月２４日規則第５２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年９月２７日規則第８６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年４月１０日規則第５３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年７月９日規則第６４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年３月１２日規則第７号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第１８号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則第６号様式の規定は、この規則の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘

引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則（平成２７年４月１０日規則第４６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年７月３１日規則第５９号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第６号様式及び第７号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則第６号様式及び第７号様式の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則（平成２８年８月３１日規則第７１号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２８年９月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則（平成２９年２月２８日規則第４号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則（平成２９年８月２８日規則第６１号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２９年９月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票（第３号様式に限る。）で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成３０年３月３０日規則第１５号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った

契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則（平成31年3月29日規則第18号）

（施行期日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月4日規則第9号）

（施行期日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日規則第71号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の締結に係る契約から適用し、施行日前の契約の締結に係る契約については、なお従前の例による。

様 式 目 次

様式番号	様 式 名	関 係 条 文	備 考
1	予 定 価 格 書	第 1 3 条第 1 項	
2	単 価 契 約 予 定 価 格 書	〃	
3	入 札 （ 見 積 ） 書	第 1 6 条第 1 項	
4	書留郵便入札用封筒記載例	第 1 6 条第 2 項	
5	指 名 通 知 書	第 2 3 条第 2 項	
6	工 事 請 負 契 約 書	第 2 9 条	
7	契 約 書	〃	物件供給、修理及び製造の請負
8	請 書	第 3 0 条第 2 項	工事その他の請負
9	請 書	〃	物件供給、修理及び製造の請負
1 0	仮 契 約 書	第 3 1 条	
1 1	工 事 完 成 届	第 3 9 条1 項	
1 2	工 事 延 期 通 知 書 設 計 変 更	第 4 8 条4 項	
1 3	工 事 請 負 変 更 契 約 書	第 4 9 条	
1 4	工 事 着 手 届	第 6 3 条2 項	
1 5	変 更 契 約 書	第 4 9 条	物件供給、修理及び製造の請負
1 6	変 更 請 書	〃	
1 7	工 事 引 渡 書		
1 8	現場代理人・主任技術者等 設置（変更）届		
1 9	立入調査員証	第 7 1 条	

(表)

6.5 cm		立 入 調 査 員 証				第	号
			所 属				
			氏 名				
			生年月日	年	月	日	
上記の者は、川崎市契約条例第10条第1項又は第2項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。							
年 月 日							
川 崎 市 長 印							
9cm							
(裏)							

川崎市契約条例（抜粋）

（立入調査等）

- 第10条 市長等は、対象労働者から前条の申出があったとき、又は特定工事請負契約若しくは特定業務委託契約に定める第8条第1号から第8号までに掲げる事項の履行状況を確認する必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、受注者の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
- 2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、対象労働者を使用する者その他の関係者（受注者を除く。以下「使用者等」という。）に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、使用者等の事業場に立ち入り、必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。
- 3 第1項又は前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

川崎市工事請負契約約款

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、別添の共同企業体協定書に従い共同連帯してこの契約を履行しなければならない。
- 13 受注者が共同企業体である場合は、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工程表）

- 第3条 受注者は、契約締結後7日以内に設計図書に基づいて工程表を作成して発注者に提出するものとする。ただし、工程表は、工期30日以内のもので発注者が必要ないと認めたときは、省略することができる。
- 2 発注者は、工程表を7日以内に審査し、不適当と認めたときは、受注者と協議するものとする。

（契約の保証）

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる違約金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
 - (6) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負金額の1

0 分の 1 以上としなければならない。

3 受注者が第 1 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第 5 5 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号、第 3 号又は第 6 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の請負金額の 1 0 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求するものとし、又は保証の額の減額を請求することができる。ただし、変更後の増減額が既決の請負金額の 1 0 分の 3 に満たないとき、又は発注者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第 5 条 前条の規定にかかわらず、受注者は発注者が求めたときは、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負金額の 1 0 分の 3 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により受注者が付す保証は、第 5 5 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 請負金額の変更があった場合は、保証金額が変更後の請負金額の 1 0 分の 3 に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求するものとし、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。ただし、変更後の増減額が既決の請負金額の 1 0 分の 3 に満たないとき、又は発注者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第 6 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 1 4 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 3 9 条第 4 項の規定による内払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金（中間前払金（川崎市公共工事の前払金に関する規則（昭和 3 8 年川崎市規則第 4 0 号。以下「前払金に関する規則」という。）第 2 条第 2 項に規定する中間前払金をいう。以下同じ。）を含む。）の使用、内払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を得た場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、その用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第 7 条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第 8 条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の制限）

第 8 条の 2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、発注者が指定する期限までに社会保険等未加入建設業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を発注者に提出した場合又は社会保険等未加入建設業者を下請負人（受注者と下請契約を締結する下請負人以外の下請負人に限る。）としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情が受注者と下請契約を締結する下請負人以外の下請負人にあると発注者が認める場合は、この限りでない。

(1)健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(2)厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(3)雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

（特許権等の使用）

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第10条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又はその現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。ただし、請負金額が1,000,000円以下のものについては、その通知を省略することができる。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（監理技術者）
- (3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
- (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。ただし、工事現場への常駐について、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 現場代理人は、請負金額の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自行行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第13条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがある

ときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第14条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第15条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第16条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地等の確保等)

- 第17条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第18条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書又は現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に定めるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を
訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合
工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合
工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 4 受注者は、第1項及び第2項の規定による工事の一時中止期間中工事現場の保安管理を図るとともに損害防止のための適切な措置を採らなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負金額の変更方法等)

第25条 請負金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事金額（請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の1,000分の15を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負金額変更の基準とした日」とする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、その採った措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条第4項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

- (2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるの

は「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。

（請負金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第9条、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができ、また、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、補修の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前払金の請求及び支払の時期）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の4以内で発注者が定める額の前払金（中間前払金を除く。）の支払を発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による前払金の請求をして、当該前払金の支払を受けた後、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の2以内で発注者が定める額の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 3 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、保証契約を締結する前に、この工事が前払金に関する規則第2条第2項各号に掲げる要件の全てに該当することの認定を受けなければならない。
- 4 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）を支払わなければならない。

（前払金の追加又は返還）

- 第36条 発注者は、前払金の支払をした後において、設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更後の請負金額が当初の請負金額の10分の2以上増減したときは、その増減した額に既に支払った前払金の当初の請負金額に対する率を乗じて得た額を追加払いし、又は返還させることができる。
- 2 前項の場合において、変更後の請負金額が1,000,000円に満たないものとなったときは、発注者は、既に支払った前払金のうちから当初の請負金額と変更後の請負金額との差額に、支払った前払金の率を乗じて得た額を受注者に返還させるものとし、その残額については、前払したものとみなす。
- 3 発注者は、前2項により請負金額を減額した場合において、その超過した前払金を受注者に返還させるときは、前払金に関する規則第7条に定める請求書類を受注者に交付しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況等からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還額を定めるものとする。ただし、請負金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 受注者は、発注者が指定した期限後に前払金を返還するときは、指定期限の翌日から返還までの日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算して得た額の損害金を併せて納付しなければならない。
- 5 第1項の規定による請負金額が増額した場合において、受注者は前払金の追加を受けようとするときは、前条を準用する。

（保証契約の変更）

- 第37条 受注者は、前条第1項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合は、発注者に代わりその旨を保証事業会社直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第38条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（内払）

- 第39条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第14条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で内払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより内払を請求することができる。
- 2 第35条の規定により、前払金の支払を受けている場合の内払金の額については、次の式により算定する。

$$\text{内払金の額} \leq \left[\text{既済部分額} \times \frac{9}{10} \right] - \left[\text{前払金} \times \frac{9}{10} \times \frac{\text{既済部分額}}{\text{請負金額}} \right]$$

- 3 受注者は、内払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合におい

て、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

6 受注者は、第4項の規定による確認があったときは、内払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に内払金を支払わなければならない。

7 前項の規定により内払金の支払があった後、再度内払の請求をする場合は、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に内払の対象となった請負代金相当額を控除した額」として前各項の規定を適用する。

(内払の回数)

第40条 受注者が前条に規定する内払を請求できる回数は、請負金額10,000,000円未満の工事については1回とし、請負金額10,000,000円以上の工事については、その金額に20,000,000円を加えるまでごとに1回を増すことができる。

2 第35条の規定により前金払をした工事は、前項の規定にかかわらず、請負金額30,000,000円以上50,000,000円未満の工事については2回とし、請負金額50,000,000円以上の工事については、その金額に20,000,000円を加えるまでごとに1回を増すことができる。

3 工期が2月未満の工事又は中間前払金が支払われた工事については、前2項の規定にかかわらず、受注者は、当該工事の内払（別に定めるものを除く。）の請求をすることができない。

(部分引渡し)

第41条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、第32条及び第33条の規定を準用する。この場合において、第32条第1項及び第6項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、同条第2項及び第4項中「工事の」とあるのは「指定部分に係る工事の」と、同条第2項、第4項及び第5項中「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同項並びに第33条第1項及び第2項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される同条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \left(1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負金額}}\right)$$

(第三者による代理受領)

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（前条において準用する場合を含む。）又は第39条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第35条、第36条、第39条又は第41条において準用する第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時的に中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一部中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第44条 発注者は、第32条第4項（第41条において準用する場合を含む。）の規定により工事目的物の引渡しを受けた場合において、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完

を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第47条及び第49条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) 第11条第1項第2号及び第3号に掲げる者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

(7) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(8) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第6条第4項の規定に違反して請負代金債権の譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第51条又は第52条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のうちいずれかの者。以下この号において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第48条 第46条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（不正行為に対する発注者の解除権）

第49条 受注者が、この契約の当事者となる目的でなした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第55条第2項及び第6項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第50条 第4条第1項又は第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第46条各号又は第47条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合は、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権(前払金、内払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合は、第6条の規定にかかわらず、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第54条 発注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、受注者の立会いの上、出来形部分の検査を行い、当該検査に合格した部分及び内払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができ、また、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条第1項又は第2項（第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第39条第1項及び第69条第1項の規定による内払をしているときは、その内払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第47条、第49条第1項、次条第3項又は第77条第1項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条第1項、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第46条、第47条、第49条第1項、次条第3項又は第77条第1項の規定によるときは発注者が定め、第45条第1項、第51条又は第52条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することがで

きる。この場合において、受注者は、損害金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第46条、第47条又は第77条第1項の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当する場合において、同項の損害金の額は、請負金額から出来形部分に相応する請負金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第47条第9号及び第11号並びに第49条第1項の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項（第41条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第41条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、植栽工事の枯れ補償については、1年以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1

年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から起算して10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が支給材料又は指図が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

- 第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（不正行為に対する賠償金）

- 第59条 受注者は、第49条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権の行使の有無にかかわらず、不正行為に対する賠償金として、請負金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 排除措置命令等のうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき。
 - (2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等のうち、その対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下この号において同じ。）について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。ただし、受注者について同法第96条の6の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。
- 2 前項の規定は、この契約による工事が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が請負金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。
- 4 第1項及び前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、その代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して不正行為に対する賠償金を発注者に支払わなければならない。
- 5 発注者は、第3項の規定により超過額を認定する場合は、期間を定めて受注者（受注者が共同企業体であり、既に解散している場合は、その代表者であった者及び構成員であった者）の意見を聴いて定めるものとする。

（損害金等の遅延利息）

- 第60条 受注者は、第55条第1項第1号の規定による損害金、同条第2項第1号（第49条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違約金、第54条第3項の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は前

条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないとき又は第54条第8項の規定により発注者が定める期限内に受注者が採るべき措置を講じないときは、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の受注者が採るべき措置が、第54条第4項の規定による支給材料の返還等又は同条第5項の規定による貸与品の返還等である場合においては、遅延利息の算定基礎となる支給材料又は貸与品の価額は、発注者の帳簿価額とする。

(相殺)

第61条 発注者は、第55条第1項第1号の規定による損害金、同条第2項第1号(第49条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違約金、第54条第3項の規定による返還金、同条第4項及び第5項の規定による賠償金又は第59条第1項及び第3項の規定による不正行為に対する賠償金と請負金額、保証金その他受注者に支払うべき債務とを相殺することができる。

- 2 受注者は、前項の場合において、相殺してなお不足のあるときは、発注者の指定する期間内にその不足額を支払わなければならない。

(あっせん及び調停)

第62条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合で、発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第63条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第64条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(発注者への報告等)

第65条 受注者は、この契約の履行にあたって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

(その他の事項)

第66条 この約款に定めるもののほか必要な事項については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)によるほか、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第67条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円	年度	円
----	---	----	---

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円	年度	円
----	---	----	---

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第68条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書

記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末） 」と、同条から第37条までの規定中「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に内払をしたときは、当該超過額を控除した額） 」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。） 以外の会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第35条第1項又は第2項の規定にかかわらず、受注者は、第39条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。） が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長する。この場合において、第37条第3項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の内払の特則）

第69条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。） について内払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に内払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の内払金の額については、第39条第2項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

内払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の内払金額) - { 請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) } × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、内払を請求できる回数は、第40条中「請負金額」とあるのは「支払限度額」と読み替えて、この規定を準用する。

（特定工事請負契約における台帳）

第70条 受注者は、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号。以下「条例」という。）第8条第1号に規定する台帳（以下「台帳」という。）を条例第7条第1項に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置かなければならない。

- 2 受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。

（特定工事請負契約に係る事項の周知）

第71条 受注者は、次に掲げる事項を、契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付しなければならない。

- (1) 対象労働者の範囲
- (2) 条例第7条第1項に規定する作業報酬下限額
- (3) 条例第9条の申出をする場合の申出先
- (4) 対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

（特定工事請負契約における対象労働者からの申出への対応）

第72条 受注者は、条例第9条の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

（特定工事請負契約における作業報酬の支払）

第73条 受注者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあっては条例第8条第5号に規定する基準額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

（特定工事請負契約における不利益取扱いの禁止）

第74条 受注者は、対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

（特定工事請負契約における立入調査等）

第75条 受注者は、条例第10条第1項の規定による発注者からの報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

（特定工事請負契約における是正措置）

第76条 条例第10条第1項又は第2項の報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第70条から前条までに定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を発注者が指定する日までに発注者に報告しなければならない。

（特定工事請負契約における解除の特則）

第77条 発注者は、受注者が条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の必要な措置を講じず、又は同条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定による解除によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わない。

川崎市委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(日程表の提出)

- 第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第6条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(再委託の禁止等)

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- 2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

- 第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(個人情報の適正な維持管理)

第6条の2 受注者は、業務を行う上で川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(調査等担当職員)

第7条 発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場代理人等)

第8条 受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人（ただし、法令により技術上の管理をつかさどる資格が要求される場合は、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。）をおくときは、業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。

2 発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは委託契約金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第10条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託契約金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第12条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の負担)

第13条 業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第14条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査をうけなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。

4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

(委託代金の支払)

第15条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求をうけた日から起算して30日以内に、委託代金を支払うものとする。

(部分使用)

第16条 発注者は、第14条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得

て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(前払金の請求及び支払の時期)

第17条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と履行期間を保証期間として同条第5項に規定する前払金保証に関する契約を締結した上、その保証証書を発注者に寄託して委託代金の10分の3以内で発注者が定める額の前金払を請求することができる。

- 2 前払金の支払いの時期は、前項の請求があった日から15日以内とする。

(前払金の使用等)

第18条 受注者は、前払金を当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(内払)

第19条 発注者は、業務の完了前に業務既済部分の相当金額が委託契約金の10分の5に達したときは、当該既済部分に相当する金額の10分の9以内において、委託契約金の一部の支払いをすることができる。

(契約不適合責任)

第20条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第20条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第14条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながら

これを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第21条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。

3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第15条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 正当な理由がないにもかかわらず第20条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第22条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。

(2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。

(8) 第22条の5又は第22条の6の規定によらないで契約解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の任意解除権)

第22条の3 第22条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めたときは、契約を解除することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条の4 第22条又は第22条の2に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第22条の5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第22条の6 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により業務内容を変更したため委託契約金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条の7 第22条の5又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第23条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

4 第2項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

5 第22条、第22条の2又は第35条第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

6 第22条の3、第22条の5又は第22条の6の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第23条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第22条又は第22条の2の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

3 第1項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(解除に伴う措置)

第24条 契約が解除された場合において、第17条の規定による前払金があったときは、受注者は、第22条、第22条の2又は第35条第1項の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第22条の3、第22条の5又は第22条の6の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。

4 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用（以下「撤去費用」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第22条、第22条の2又は第35条第1項によるときは受注者が負担し、第22条の3、第22条の5又は第22条の6によるときは発注者が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

5 第3項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

6 第2項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第22条、第22条の2又は第35条の第1項によるときは発注者が定め、第22条の3、第22条の5又は第22条の6の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に対する賠償金等)

第25条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第1項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(保険)

第26条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(発注者への報告等)

第26条の2 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第27条 この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)によるほか発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(特定業務委託契約における台帳)

第28条 受注者は、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号。以下「条例」という。)第8条第1号に規定する台帳(以下「台帳」という。)を条例第7条第1項に規定する対象労働者(以下「対象労働者」という。)の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置かなければならない。

2 受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。

(特定業務委託契約に係る事項の周知)

第29条 受注者は、次に掲げる事項を、契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付しなければならない。

(1) 対象労働者の範囲

(2) 条例第7条第1項に規定する作業報酬下限額

(3) 条例第9条の申出をする場合の申出先

(4) 対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他

不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(特定業務委託契約における対象労働者からの申出への対応)

第30条 受注者は、条例第9条の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

(特定業務委託契約における作業報酬の支払)

第31条 受注者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあっては条例第8条第5号に規定する基準額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

(特定業務委託契約における不利益取扱いの禁止)

第32条 受注者は、対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(特定業務委託契約における立入調査等)

第33条 受注者は、条例第10条第1項の規定による発注者からの報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

(特定業務委託契約における是正措置)

第34条 条例第10条第1項又は第2項の報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第28条から前条までに定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を発注者が指定する日までに発注者に報告しなければならない。

(特定業務委託契約における解除の特則)

第35条 発注者は、受注者が条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の必要な措置を講じず、又は同条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定による解除によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わない。

川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、川崎市の入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名を適切にし、厳正かつ円滑な契約事務の執行を期するため、有資格業者が工事等の事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合の指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。また、この要綱でいう指名停止とは、一定期間指名競争入札に係る入札参加資格者に対して指名を行わないことをいう。

(指名停止)

第2条 有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、著しく社会的影響のある事件等の場合には、その発生場所等に関わらず、全国的な対応とすることができる。

2 指名停止を行ったときは、工事等の指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

3 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すことができる。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 第2条第1項の規定により、指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の2分の1に相当する期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 第2条第1項の規定により、共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間と同一期間を当該共同企業体の代表者に対する指名停止の期間とし、その代表者に対する指名停止の期間の2分の1に相当する期間をその他の構成員に対する指名停止の期間として定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 第2条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体については、当該指名停止の期間の範囲内で指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が、1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は

第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 有資格業者が、当該事案について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1に相当する期間まで短縮することができる。

4 有資格業者が、当該事案について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。ただし、その期間は3か年を超えることができない。

5 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について、責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止等の通知）

第5条 第2条第1項若しくは、第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除し若しくは第2条第3項により指名を取り消すときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1、様式第2、様式第3、又は様式第4により通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（下請等の禁止）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第8条 有資格業者が、第2条第1項の規定による指名停止に至らない場合に必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（決定及び通知）

第9条 指名停止の措置は契約担当局長が決定し、その結果については、第1指名委員会へ報告するとともに、様式第5、様式第6又は様式第7により関係局長へ通知する。

（報告義務）

第10条 有資格業者は、別表各号に掲げる措置要件の1に該当する事由が発生したときは、速やかに文書により報告しなければならない。

2 前項の報告は、措置要件に該当する事由の発生から概ね1か月以内に行うべきものと

する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、指名停止の事務に関し必要な事項は、契約担当局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成 23 年 3 月 31 日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1 (抜粋)

	措 置 要 件	期 間
特定工事請負契約及び特定業務委託契約違反	7 特定工事請負契約及び特定業務委託契約について、契約条例の趣旨及びこれに係る契約条項に違反したとき。	当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内

川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱運用指針（抜粋）

（平成24年8月1日最終改正）

この運用指針は、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（以下「要綱」という。）に定める別表等の取扱いを定めるものとする。

1 措置要件の取扱い（別表第1関係）

〔特定工事請負契約及び特定業務委託契約違反〕

- （1）特定工事請負契約及び特定業務委託契約とは、契約条例（以下、「条例」という。）第7条第1項第1号及び2号の契約をいう。
- （2）この項の措置要件としては、条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出し、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、これらの違反に係る是正措置を講じず、又は是正の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合を対象とする。

○労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）（抜粋）

（定義）

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

2 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。

3 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。

4 使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

5 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

○労働基準法施行規則（昭和二十二年八月三十日厚生省令第二十三号）（抜粋）

第二十条 法第三十三条 又は法第三十六条第一項 の規定によつて延長した労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、第十九条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の五割以上（その時間の労働のうち、一箇月について六十時間を超える労働時間の延長に係るものについては、七割五分以上）の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

2 法第三十三条 又は法第三十六条第一項 の規定による休日の労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、前条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の六割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第二十一条 法第三十七条第五項 の規定によつて、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第一項 及び第四項 の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

- 一 別居手当
- 二 子女教育手当
- 三 住宅手当
- 四 臨時に支払われた賃金
- 五 一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

○労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める
政令（平成六年一月四日政令第五号）

内閣は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働基準法第三十七条第一項の政令で定める率は、同法第三十三条又は第三十六条第一項の規定により延長した労働時間の労働については二割五分とし、これらの規定により労働させた休日の労働については三割五分とする。

附 則

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年一月二九日政令第一六号）

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇九号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

○最低賃金法（昭和三十四年四月十五日法律第百三十七号）（抜粋）

（最低賃金の減額の特例）

第七条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの
- 四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

（地域別最低賃金の原則）

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して決定されなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

○最低賃金法施行規則（昭和三十四年七月十日労働省令第十六号）（抜粋）

（最低賃金の減額の特例）

第三条 法第七条第三号 の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条 に定める普通課程若しくは短期課程（職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練又は同条 に定める専門課程の高度職業訓練を受ける者であつて、職業を転換するために当該職業訓練を受けるもの以外のものとする。

2 法第七条第四号 の厚生労働省令で定める者は、軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者とする。ただし、軽易な業務に従事する者についての同条 の許可は、当該労働者の従事する業務が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と比較して特に軽易な場合に限り、行うことができるものとする。

第四条 法第七条 の許可を受けようとする使用者は、許可申請書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 （省略）

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抜粋）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

２・３ （省略）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

２ （省略）

３ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

４～９ （省略）

１０ 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

１１ 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。